

今年3月12日から道路交通法が改正! 各種の検査で認知症と診断された場合、免許の取消や停止となります。

改正① 免許更新時の検査が合理化および厳格化

改正前

70～74歳の方	運転適性検査 60分 討議 30分 講義 30分 実車指導 60分
75歳以上の方	運転適性検査 60分 講義 30分 実車指導 60分

平成29年3月12日以降
施行日

改正後

70～74歳の方

75歳以上の方

認知機能検査

認知機能の低下が無い方

認知機能が低下しているおそれがある方

認知症ではない

認知症のおそれがある方

臨時適性検査または医師の診断書提出が義務化

認知症と判断または診断

合理化講習 計2時間

運転適性検査 30分
双方向性講義 30分
実車指導 60分

高度化講習 計3時間

運転適性検査 30分
双方向性講義 30分
実車指導 60分
個別指導 60分

免許取消又は停止

さらに

改正② 75歳以上の方が免許更新前に『認知症を疑われる違反』をした場合、臨時認知機能検査が義務化

違反行為

→ 臨時認知機能検査 **新設** → 認知機能の低下が無い方 → 免許継続

検査の結果、認知能力が低下している場合

認知症のおそれがある方
臨時適性検査または医師の診断書提出が義務化

→ 臨時高齢者講習
実車指導 60分
個別指導 60分

認知症ではない
認知症と判断または診断

免許取消又は停止

今回の道路交通法改正では、認知機能に対する検査と、それに伴う免許取消等の処分が厳格化されました。ひとたび事故で命が失われれば、被害者・加害者双方の人生に大きな影響をおよぼします。特に認知症は、普段の生活にも多大な影響がありますので、これからも長く運転してくため、検査に向けて確認や準備をしたり、家族と相談するなどして安全運転を心がけましょう。

肉体の衰えを実感したら、『自主返納』の検討を



年齢による視力や判断力の低下は普通のことです。しかし、ひと度事故が起きればそれは仕方のないことでは済みませんので、高齢な方は特に注意しましょう。

また、運転に自信が無くなってきたという人には、自主返納という選択肢もあります。

江差警察署では2～3ヶ月に3～4人ほど自主返納に関する相談を受けており、上ノ国町では昨年、4名が江差警察署を通して免許証を自主返納されました。

自動車の運転は、間違いのあってはならないことですので、心配な方は、まずご家族と相談してみてはいかがでしょうか。

安全運転や免許の返納に関するお問い合わせは
江差警察署(☎ 52-0110)まで